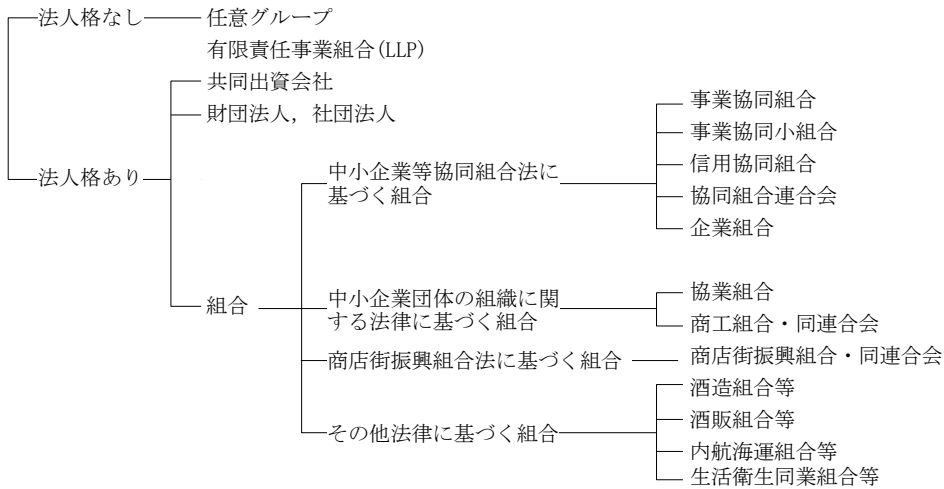


第6 中小企業関係法

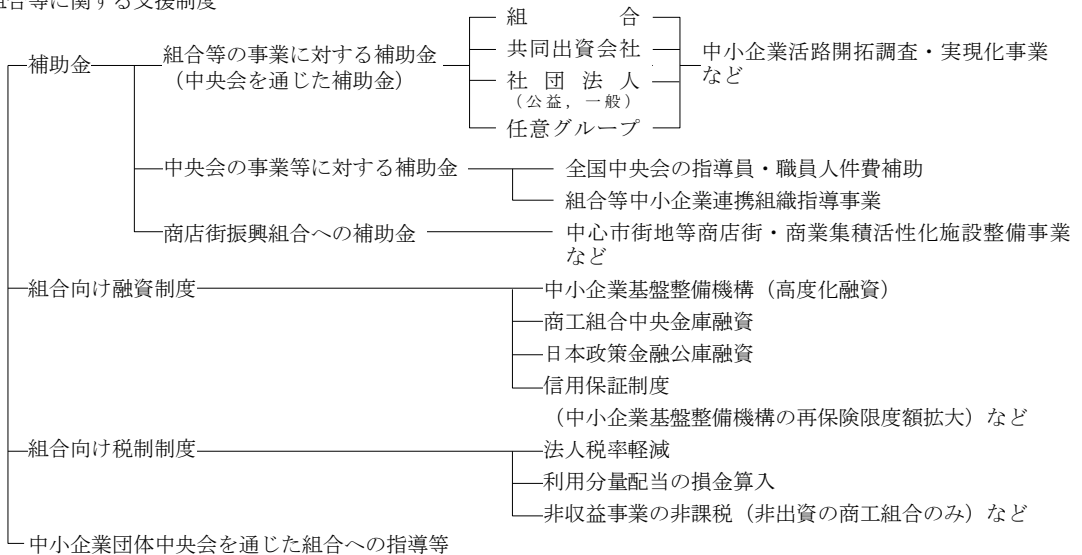
1 中小企業等協同組合法と中小企業団体の組織に関する法律に基づく各種組合制度

中小企業連携組織対策の体系図

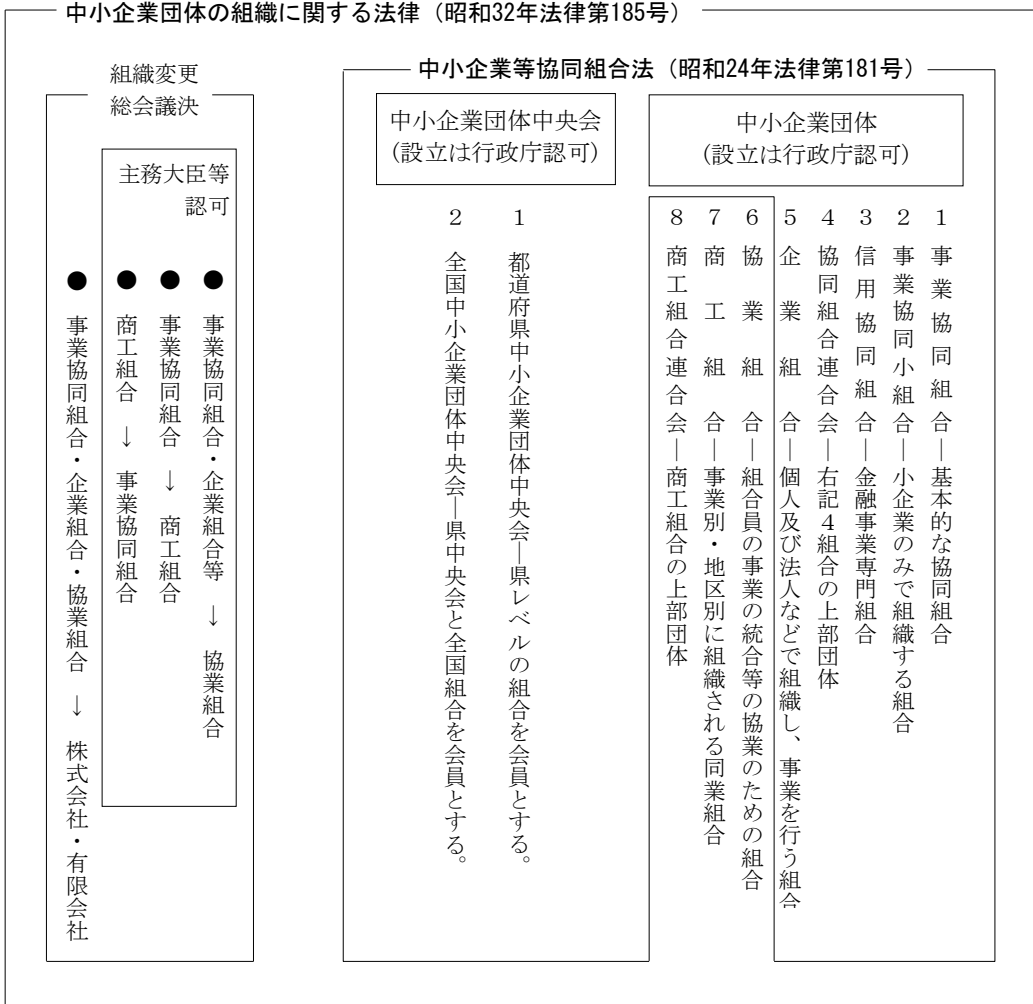
(1) 中小企業者の団体の組織形態



(2) 組合等に関する支援制度



組合法関係の体系図



1 中小企業等協同組合法に基づく組合制度

中小企業等協同組合制度は、昭和24年に制定された「中小企業等協同組合法」に基づくもので、中小規模の事業者、勤労者などが、組織化し、相互扶助の精神に基づき、協同して事業に取り組むことによって、技術・情報・人材等お互いの不足する経営資源の相互補完を図るための制度である。

この中小企業等協同組合は、事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会及び企業組合の5種類に分かれ、それぞれの機能・目的に応じて積極的に活動することにより、中小企業の成長発展に大きく寄与している。

2 中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合制度

中小企業団体の組織に関する法律は、中小企業者が協同して経済事業を行うために必要な組織又は中小企業が営む事業の改善発達を図るために必要な組織を設けることができるとした法律であり、同制度はこの法律に基づくものである。

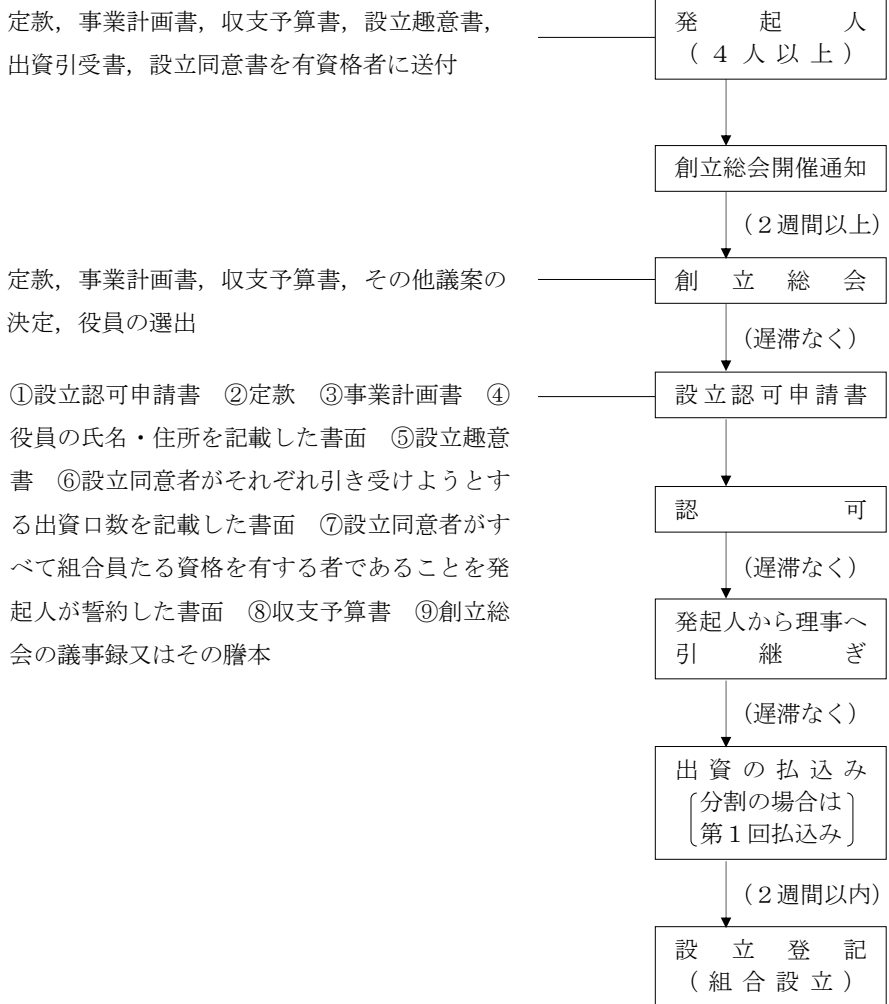
現行組合制度の

組合の内容 組合の種類	事業協同組合 (事業協同小組合)	企業組合	協業組合
(1) 目的	組合員への直接の奉仕，組合員の経営合理化及び経済活動の機会の確保	組合員への直接の奉仕，組合員の経営合理化	事業規模の適正化による生産性向上，共同利益の増進
(2) 性格	人的結合体	人的結合体	人的，物的結合体
(3) 事業	組合員の事業に関する共同経済事業，資金の貸付け，福利厚生，債務保証，その他	定款に掲げる事業（商業，工業，鉱業，サービス業，その他）	協業の対象事業，関連事業，附帯事業
(4) 設立	行政庁の認可	行政庁の認可	行政庁の認可
(5) 設立要件	4人以上の事業者	4人以上の個人	4人以上の事業者
(6) 組合員資格	地区内の小規模の事業者	個人及び法人など	中小企業者及び定款で定めるときは4分の1以内の中小企業者以外の者（相続人以外にも推定相続人について特例を認める）
(7) 責任	有限責任	有限責任	有限責任
(8) 発起人数	4人以上	4人以上	4人以上
(9) 加入	自由	自由	組合の加入の承諾
(10) 任意脱退	自由	自由	持分譲渡による
(11) 組合員割合	ない	全従業員の3分の1以上が組合員	ない
(12) 従事割合	ない	全組合員の2分の1以上が組合事業に従事	ない
(13) 出資限度	100分の25（合併，脱退の場合100分の35）	100分の25（脱退の場合100分の35）	100分の50未満
(14) 議決権	1人1票	1人1票	平等（ただし出資比例の議決権も認める）
(15) 員外利用	原則として組合員（共済事業を行う組合にあつては，親族及び組合員たる組合を直接又は間接に構成する小規模事業者を含む）の利用分量の100分の20まで	ない	ない
(16) 配当	利用分量配当又は出資配当（1割まで）	従事分量配当又は出資配当（2割まで）	定款で定める場合を除き出資配当
(17) 組織変更	協業組合へ 株式会社へ 商工組合へ	協業組合へ 株式会社へ	株式会社へ
(18) 根拠法規	中小企業等協同組合法	中小企業等協同組合法	中小企業団体の組織に関する法律
(19) 認可を受ける行政庁	① 地区が1都道府県の場合は都道府県知事 ② 地区が2都道府県以上は経済産業局等地方支分部局の長 ③ 全国は所管大臣	主たる事務所所在地を管轄する都道府県知事	① 主たる事務所所在地を管轄する都道府県知事 ② 2都道府県以上に事務所を有するときは経済産業局等地方支分部局の長

概要一覧

商工組合	信用協同組合	商店街振興組合
資格事業の改善発達，経営の安定合理化	資金の貸付け，預金の受入れ	組合員への直接奉仕 組合員の経営合理化 商店街地域の環境整備
人的結合体	人的結合体	人的結合体
指導教育事業，共同経済事業（出資組合のみ），その他	組合員に対する資金の貸付け，預金，定期積金の受入れ等	組合員の事業に関する商店街の環境整備事業，共同経済事業
行政庁の認可	行政庁の認可	行政庁の認可
地区内で資格事業を行うものの2分の1以上が加入すること	300人以上が加入すること，出資金1,000万円以上（東京都のほか金融庁長官の指定する人口50万人以上の市は2,000万円以上）	30人以上が近接してその事業を営むこと
地区内において資格事業を営む中小企業者，定款に定めれば3分の1未満の中小企業者以外の者	地区内において定款で定める小規模の事業者又は地区内に住所を有する者，勤労者	地区内で小売業又はサービス業を営む者，定款で定めるときはこれ以外の者
有限責任	有限責任	有限責任
4人以上	4人以上	7人以上
自由	自由	自由
自由	自由	自由
ない	ない	ない
ない	ない	ない
100分の25（合併，脱退の場合100分の35）	100分の10	100分の25
1人1票	1人1票	1人1票
原則として組合員の利用分量の100分の20まで	原則として100分の20まで	組合員の利用分量の100分の20まで
利用分量配当又は出資配当（1割まで）	利用分量配当又は出資配当（1割まで）	利用分量配当又は出資配当（1割まで）
事業協同組合へ（出資組合のみ）		
中小企業団体の組織に関する法律	中小企業等協同組合法	商店街振興組合法
① 地区が1都道府県の場合は都道府県知事 ② 地区が2都道府県以上は経済産業局等地方支分部局の長 ③ 全国は所管大臣	① 地区が1都道府県の場合は都道府県知事 ② 地区が2都道府県以上は財務局長 ③ 全国は内閣総理大臣（金融庁長官）	① 地区が1の市又は特別区の場合は市又は特別区の長 ② 地区が市又は特別区を越える場合は都道府県知事

組 合 設 立 手 続 一 覧 表



組合数の推移

年月	組合の種類	事業協同組合	事業協同小組合	火災共済協同組合	信用協同組合	協同組合連合会	企業組合	協業組合	商工組合及び	商工組合連合会	商店街振興組合	及び商店街振興組合連合会
元年3月末		38,356	24	44	418	798	2,461	1,459	1,874(74)		2,342(88)	
2年	〃	38,491	25	44	414	806	2,477	1,441	1,868(74)		2,402(101)	
3年	〃	38,303	25	44	407	818	2,403	1,441	1,820(69)		2,472(108)	
4年	〃	38,488	26	44	397	818	2,344	1,421	1,832(69)		2,547(111)	
5年	〃	38,949	23	44	393	819	2,337	1,407	1,811(69)		2,646(112)	
6年	〃	39,074	23	44	383	828	2,286	1,386	1,805(69)		2,715(113)	
7年	〃	39,229	23	44	373	830	2,253	1,393	1,786(69)		2,759(116)	
8年	〃	39,627	23	44	369	828	2,248	1,390	1,781(69)		2,787(115)	
9年	〃	39,655	21	44	363	828	2,152	1,375	1,760(69)		2,773(117)	
10年	〃	39,525	21	44	351	822	2,092	1,357	1,725(68)		2,749(119)	
11年	〃	39,593	19	44	322	818	2,074	1,337	1,691(65)		2,752(119)	
12年	〃	39,312	16	44	291	809	1,978	1,342	1,667(66)		2,749(119)	
13年	〃	39,448	16	44	280	812	2,006	1,319	1,629(61)		2,750(119)	
14年	〃	39,419	15	44	247	812	2,064	1,283	1,604(61)		2,747(120)	
15年	〃	38,942	14	44	191	803	2,109	1,247	1,571(60)		2,746(118)	
16年	〃	38,734	13	44	181	794	2,234	1,231	1,555(58)		2,742(119)	
17年	〃	38,520	13	44	175	790	2,368	1,209	1,531(56)		2,736(119)	
18年	〃	38,080	13	44	172	783	2,469	1,191	1,499(54)		2,732(119)	
19年	〃	37,758	13	44	168	778	2,512	1,154	1,461(54)		2,720(119)	
20年	〃	37,543	13	42	164	770	2,510	1,132	1,449(54)		2,710(118)	
21年	〃	32,834	6	42	160	705	2,016	939	1,338(52)		2,705(118)	
22年	〃	31,706	5	42	158	690	1,978	910	1,319(52)		2,692(116)	
23年	〃	31,211	5	42	158	692	1,945	892	1,302(52)		2,681(116)	
24年	〃	30,574	5	42	158	686	1,908	866	1,292(52)		2,672(116)	
25年	〃	30,020	5	42	157	666	1,881	834	1,272(50)		2,666(116)	
26年	〃	29,667	4	42	155	659	1,877	816	1,259(50)		2,643(115)	

資料：中小企業庁及び全国中小企業団体中央会調べ

(注) 1 ()内はそれぞれの連合会の数で内数である。

2 平成26年3月末の数値(平成26年3月は速報値)

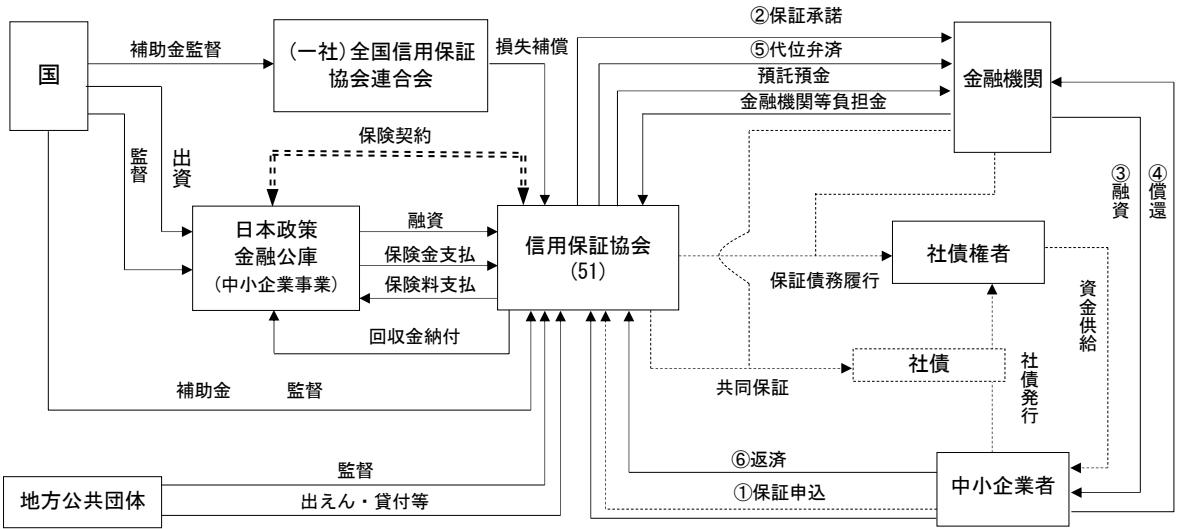
3 平成2年10月1日, 平成5年10月1日, 平成8年10月1日, 平成11年10月1日, 平成14年10月1日, 平成17年10月1日及び平成20年10月1日を基準日として休眠組合の整理を行った。

4 協同組合連合会の中には, 火災共済協同組合連合会1及び信用協同組合連合会1が含まれている。

(注) 以上の根拠法規：中小企業団体の組織に関する法律, 商店街振興組合法

2 信用補完制度に関する法律と各種制度

【中小企業信用補完制度の体系図】



(注1) ①～④は保証申込から償還まで, ⑤, ⑥は事故による代位弁済から回収まで

(注2) …は社債保証のフロー

信用保証協会法 (昭和28年法律第196号)

信用保証協会の設立, 管理, 業務, 監督等について規定することにより, 信用保証協会制度を確立し, 中小企業者等に対する金融の円滑化を図ることを目的とする法律である。

信用保証協会

信用保証協会は, 中小企業が事業資金を金融機関から借り入れる場合にその借入債務を保証することにより, 担保力や信用力が不足している中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にすること等を目的として設立された信用保証協会法に基づく法人 (内閣総理大臣, 経済産業大臣及び都道府県知事等が監督) である。

信用保証協会は, 各都道府県にそれぞれ1協会が設けられているほか, 横浜, 川崎, 名古屋, 岐阜及び大阪の5つの市にもそれぞれ1協会が設けられており, 全国に51の協会がある。

信用保証協会の運営は, 主として信用保証料と協会資産の運用益によって行われているが, 国及び地方公共団体も財政援助を行って信用保証協会の業務運営の円滑化と経営基盤の強化に努めている。

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）

中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、中小企業者の債務の保証について、日本政策金融公庫と信用保証協会との間の各種の保険制度を定めている法律である。

（主な内容）

- ① 日本政策金融公庫と信用保証協会との間の保険契約（普通保険、無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険、特定社債保険）
- ② 保険料、保険金、求償、回収金の納付、交付金、契約の解除等
- ③ 経営安定関連保証の特例

信用補完関係実績

機関 年度	信用保証協会保証実績	日本政策金融公庫保険引受実績	
	保証承諾額	引受件数	引受額
10	28兆9,666億円	206万件	26兆6,581億円
11	18兆7,776億円	152万件	17兆 831億円
12	19兆6,335億円	153万件	18兆 513億円
13	13兆2,258億円	121万件	12兆1,999億円
14	14兆 427億円	123万件	12兆8,537億円
15	15兆1,965億円	130万件	14兆2,786億円
16	13兆1,629億円	115万件	12兆3,106億円
17	12兆9,802億円	112万件	12兆5,524億円
18	13兆6,591億円	118万件	13兆4,440億円
19	13兆 273億円	110万件	12兆8,654億円
20	19兆5,811億円	128万件	18兆6,629億円
21	16兆6,252億円	114万件	16兆1,164億円
22	14兆1,723億円	96万件	13兆4,399億円
23	11兆5,533億円	84万件	11兆1,313億円
24	9兆7,518億円	74万件	9兆3,662億円
25	9兆3,068億円	72万件	8兆9,845億円
26	8等9,394億円	69万件	8兆4,859億円

日本政策金融公庫

日本政策金融公庫は全額政府出資の機関で、中小企業に対する事業資金の融通の円滑化を図るため、中小企業信用保険法に基づいて信用保証協会の保証債務についての保険業務を行っている。

中小企業信用保険制度一覧

○ 一般関係保険条件

種類	条件	対象企業者	対象資金及び前提条件	付保限度額	てん補率	保険料率(年率)
普通	中小企業者	資本(出資)金額3億円(小売業・サービス業5,000万円, 卸売業1億円)以下の会社, 常時使用する従業員300人(小売業50人, 卸売業・サービス業100人, 旅館業等は政令で定める人数)以下の会社及び個人, 中小企業等協同組合等であって特定事業を行うもの	事業資金	2億円 (組合4億円)	70%	0.25%から1.69% (手形割引特殊・当座貸越特殊0.21%から1.44%)
			事業資金であって, 担保(保証人の保証を除く)を提供させない保証	8,000万円	80%	0.25%から1.69% (手形割引特殊・当座貸越特殊0.21%から1.44%)
特別小口	小規模企業者	常時使用する従業員20人(商業・サービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)5人)以下の会社及び個人, 事業協同小組合等であって特定事業を行い省令に定める要件(注1参照)を備えているもの	事業資金であって, 担保(保証人の保証を含む)を提供させない保証	1,250万円 (他種保険を利用した場合は無担保保険に変更される)	80%	0.4% (手形割引特殊・当座貸越特殊0.34%)
流動資産担保	中小企業者	普通保険・無担保保険に同じ	事業資金であって, 流動資産(法人である場合にあっては, 必要に応じ当該法人の代表者である保証人の保証を含む)のみを担保として提供させる保証	2億円	80%	0.46%
公害防止	中小企業者	普通保険・無担保保険に同じ	1 公害防止施設の設備の費用 2 工場又は事業場の公害防止のためにする移転の費用 3 公害防止事業費事業者負担法第5条に規定する事業者負担金の納付に要する費用 4 その他経済産業大臣が定める費用(告示において, 土壌汚染状況調査に必要な費用, 汚染の除去等の措置に必要な費用, 請求を受けた汚染の除去等の措置に要した費用を対象としている)	5,000万円 (組合1億円)	80%	0.97%
エネルギー対策	中小企業者	普通保険・無担保保険に同じ	エネルギーの使用の合理化に資する施設又は非化石エネルギーを使用する施設の設備の費用	2億円 (組合4億円)	80%	0.97%

条件		対象企業者	対象資金及び前提条件	付保限度額	てん補率	保険料率(年率)
種類						
海外投資関係	中小企業者	普通保険・無担保保険に同じ	<p>1 その法人に対する出資割合が10%以上となる場合(100%子会社の出資と合算して10%以上となる場合を含む)の当該法人に対する出資に要する資金</p> <p>2 その法人に対する出資割合が10%以上である場合(100%子会社の出資と合算して10%以上である場合を含む)の当該法人に対する出資又は貸付けに要する資金</p> <p>3 永続的な関係(役員の派遣, 長期にわたる原材料の供給又は製品の売買, 重要な製造技術の提供)がある外国法人に対する出資又は貸付けに要する資金</p> <p>4 外国における支店, 工場等の設置又は拡張に要する資金</p> <p>5 その他経済産業大臣が定める資金(告示において, 海外直接投資の事業に必要な従業員教育費用及び調査費用に充てる資金で, 事業との関連があるものを対象としている)</p>	2億円 (組合4億円)	80%	0.97%
	新事業開拓	中小企業者	普通保険・無担保保険に同じ	<p>中小企業者による当該中小企業者の信用保証協会に対する保証の委託の申込みの日において, その商品, その提供する役務の内容若しくは提供の手段等が中小企業において広く普及していない事業若しくは申込日に中小企業において広く企業化されていない技術を用いた事業である旨の公庫若しくは保証協会の認定を受けた事業の開拓又は需要の開拓に要する次の各号に掲げるもの</p> <p>1 試験研究, 商品の試作及び役務の試行に係る費用</p> <p>2 施設の試作及び設置の費用</p> <p>3 市場の調査及び開拓に係る費用</p> <p>4 その他経済産業大臣が定める費用(告示において, 技術及び経営に関する知識の導入に係る費用及び当該導入に係る指導の費用, 人件費及び人材養成の費用, 原材料購入の費用を対象としている)</p>	2億円 (組合4億円)	80%

条件 種類		対象企業者	対象資金及び前提条件	付保限度額	てん 補率	保険料率(年率)		
事業再生	中小企業者	普通保険・無担保保険の対象事業者のうち、民事再生手続又は会社更生手続の申立から計画認可の決定が確定した後3年を経過していないもの	次の各号に掲げる事業の継続に欠くことができない費用 1 原材料の購入のための費用 2 商品の仕入れのための費用 3 商品の生産に係る労務費及び経費 4 設備の増設、改良又は補修等のための費用 5 販売費及び一般管理費 6 借入金利息の弁済のための費用 7 金銭債権の弁済のための費用	2億円	80%	1.69%		
		特定社債	中小企業者	資本金額3億円(小売業・サービス業5,000万円、卸売業1億円)以下又は常時使用する従業員300人(小売業50人、卸売業・サービス業100人、旅館業等は政令で定める人数)以下の会社であって特定事業を行い省令に定める要件(注2参照)を備えているもの	事業資金	4億円5,000万円 ただし、普通保険(経営安定関連特例分を除く)、無担保保険(経営安定関連特例分を除く)及び特定社債保険の合計額が5億円以下	80%	0.25%から1.69%
		特定支払契約	中小企業者	普通保険・無担保保険に同じ	特定支払債務 (中小企業者の特定支払契約に基づき金融機関等に対して支払うべき債務のうち当該金融機関等が事業者に対して金銭を支払った場合において当該中小企業者が支払うもの)	10億円 ただし、普通保険(経営安定関連特例分を除く)、無担保保険(経営安定関連特例分を除く)、特定社債保険及び特定支払契約保険の合計額が10億円以下	70%	0.25%から1.69%

○ 特例関係保険条件

条件 特例	対象企業者	根拠法	対象資金及び 付保限度	てん 補率	適用種別及び保険料 率(年率)
災害関係	政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者	「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)	○再建資金 ○普通・無担保・特別小口について限度額別枠	80%	普通・無担保：0.41% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.35%) 特別小口：0.19% (手形割引特殊等・当座貸越特殊0.15%)
経営安定関連	取引先の倒産、関連事業者の事業活動の制限、災害その他の突発的に生じた事由、経済事情の変動、取引金融機関の破綻又は経営の合理化、整理回収機構又は産業再生機構への貸付債権の譲渡等により経営の安定に支障を生じている中小企業者	「中小企業信用保険法」(昭和25年法律第264号)	○経営安定資金 ○普通・無担保・特別小口について限度額別枠 (注3, 4参照)	80% (注5参照)	普通・無担保：0.41% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.35%) 特別小口：0.19% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.15%)
労働力確保関連	雇用管理の改善計画について都道府県知事の認定を受けた中小企業者、組合等及びその構成員たる中小企業者であって、その改善計画に従って改善事業を実施するもの	「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」(平成3年法律第57号)	○雇用管理改善事業資金 ○普通・無担保・特別小口について限度額別枠	80%	普通・無担保：0.41% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.35%) 特別小口：0.19% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.15%)
中小小売商業関連	商店街整備、店舗集団化、共同店舗等整備、電子計算機利用経営管理及び連鎖化を行う中小企業者であって、経済産業大臣等の認定を受けた高度化事業計画に従って高度化事業を実施するもの	「中小小売商業振興法」(昭和48年法律第101号)	○高度化事業資金 ○普通・無担保・特別小口について限度額別枠	80%	普通・無担保：0.41% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.35%) 特別小口：0.19% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.15%)
商店街整備等 支援関連	中小小売商業者の経営の近代化を支援する一般社団法人又は一般財団法人であって、経済産業大臣の認定を受けた商店街整備等支援計画に従って商店街整備等支援事業を実施するもの	「中小小売商業振興法」(昭和48年法律第101号)	○商店街整備等支援事業資金 ○普通：2億円 無担保：8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保：0.97% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.82%)
伝統的工芸品 支援関連	伝統的工芸品産業の振興を支援する公益法人であって、経済産業大臣の認定を受けた支援計画に従って伝統的工芸品産業の振興を支援する事業を実施するもの	「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」(昭和49年法律第57号)	○伝統的工芸品産業振興支援事業資金 ○普通：2億円 無担保：8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保：0.97% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.82%)
地域伝統芸能等 関連	地域伝統芸能等の特徴を活用した製品の製造業等である、観光・商工業の振興のために実施される行事に関連して行われるもののうち経済産業省令で定める事業を実施する中小企業者	「地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律」(平成4年法律第88号)	○地域伝統芸能等活用事業資金 ○普通・無担保・特別小口について限度額別枠	80%	普通・無担保：0.41% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.35%) 特別小口：0.19% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.15%)

条件 特例	対象企業者	根拠法	対象資金及び 付保限度	てん 補率	適用種別及び保険 料率(年率)
小規模事業者支援関連	認定を受けた基盤施設計画に従って基盤施設事業を実施する一般社団法人若しくは一般財団法人又は認定を受けた経営発達支援計画に従って経営発達支援事業を実施する一般社団法人、一般財団法人若しくは特定非営利活動法人	「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」(平成5年法律第51号)	○基盤施設事業、経営発達支援事業資金 普通：2億円 無担保：8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保：0.97% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.82%)
中小市街地商業等活性化関連	認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業計画若しくは特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に従って、中小小売商業高度化事業を実施する中小企業者又は都市型新事業の用に供する施設を整備する事業(特定会社、一般社団法人又は一般財団法人が当該事業を実施する場合は、当該特定会社又は当該一般社団法人又は一般財団法人が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業限る)を実施する中小企業者、特定会社、一般社団法人若しくは一般財団法人	「中心市街地の活性化に関する法律」(平成10年法律第92号)	○中小小売商業高度化事業資金、都市型新事業施設整備事業資金 ○普通・無担保・特別小口について限度額別枠 ただし、一般社団法人又は一般財団法人については、普通2億円、無担保8,000万円	80%	普通・無担保：0.41% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.35%) 特別小口：0.19% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.15%)
中心市街地商業等活性化支援関連	認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業計画又は特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に従って、中小小売商業高度化支援等事業(特定会社、一般社団法人又は一般財団法人が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業を除く)を実施する特定会社、一般社団法人又は一般財団法人	「中心市街地の活性化に関する法律」(平成10年法律第92号)	○中心市街地商業等活性化支援資金 ○普通：4億円 無担保： 1億6,000万円 ただし、一般分(特定会社)及び中心市街地商業等活性化関連特例分(特定会社、一般社団法人又は一般財団法人)を含む	80%	普通・無担保：0.41% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.35%)
創業等関連	事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的な計画又は、2月以内に新たに会社を設立する具体的な計画を有するもの及び会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立する具体的な計画を有するもの並びに事業を開始した日又は設立の日以後5年未満の中小企業者	「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」(平成11年法律第18号)	○創業者の事業開始資金又は新規中小企業者の事業実施資金 ○無担保1,500万円(無担保・無保証人枠) ただし、一般分、創業関連特定分及び本特例分(廃止前の新事業創出関連分を含む)に係る無担保保険の合計額が8,000万円以下	80%	無担保：0.4% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.34%)

条件 特例	対象企業者	根拠法	対象資金及び 付限度	てん 補率	適用種別及び保険 料率(年率)
経営革新関連	承認を受けた経営革新計画に従って新事業活動を行うことにより経営の相当程度の向上を図る中小企業者	「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」(平成11年法律第18号)	○経営革新事業資金 ○普通・無担保・特別小口について限度額別枠 ○海外投資関係・新事業開拓：3億円(組合6億円) ただし、一般分、他の特例分を含む	80%	普通・無担保：0.41% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.35%) 特別小口：0.19% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.15%) 海外投資関連：0.97% 新事業開拓：0.97% (担保(保証人の保証を除く)を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.6%)
異分野連携新事業分野開拓関連	認定を受けた異分野連携新事業分野開拓計画に従って異分野の事業者が有機的に連携し、その経営資源を有効に組み合わせて新事業分野の開拓を図る中小企業者	「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」(平成11年法律第18号)	○異分野連携新事業分野開拓資金 ○普通・無担保・特別小口・流動資産担保について限度額別枠 ○海外投資関係・新事業開拓：4億円(組合6億円) ただし、一般分、他の特例分を含む	80%	普通・無担保：0.41% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.35%) 特別小口：0.19% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.15%) 流動資産担保：0.29% 海外投資関係：0.97% 新事業開拓：0.97% (担保(保証人の保証を除く)を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.6%)
特定新技術事業活動関連	特定補助金等に係る成果を利用した事業活動を行う中小企業者	「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」(平成11年法律第18号)	○特定補助金等成果利用事業資金 ○新事業開拓：3億円(組合6億円) ただし、一般分、他の特例分を含む	80%	新事業開拓：0.97% (担保(保証人の保証を除く)を提供させない保証であってその合計額が7,000万円以下の場合0.6%) ただし、担保(保証人(法人の代表者を除く)の保証を含む)を提供させない保証であってその合計額は2,000万円以下の場合1.0%)
経営革新等 支援関連	認定経営革新支援機関として主務大臣の認定を受けた一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人であって、経営革新等支援業務を実施するもの	「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」(平成11年法律第18号)	○経営革新等支援業務資金 ○普通：2億円 無担保：8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保：0.97% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.82%)

条件 特例	対象企業者	根拠法	対象資金及び 付保限度	てん 補率	適用種別及び保険 料率(年率)
周辺地域整備関連	主務大臣の同意を得た利便性向上等事業計画に基づく事業を行う者として都道府県知事の認定をうけた中小企業者	「発電用施設周辺地域整備法」(昭和49年法律第78号)	○周辺地域整備事業資金 ○普通・無担保・特別小口について限度額別枠 ○新事業開拓：3億円(組合6億円) ただし、一般分、他の特例分を含む	普通 70% 無担保 80% 特別小口80% 新事業開拓 80%	普通・無担保：0.97% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.82%) 特別小口：0.4% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.34%) 新事業開拓：0.97% (担保(保証人の保証を除く)を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.6%)
下請振興関連	主務大臣の承認を受けた振興事業計画に従って振興事業を実施する下請事業者たる中小企業者	「下請中小企業振興法」(昭和45年法律第145号)	○振興事業資金 ○流動資産担保について限度額別枠	80%	流動資産担保：0.29%
特定下請連携事業関連	主務大臣の認定を受けた特定下請連携事業計画に従って特定下請連携事業を行う中小企業者	「下請中小企業振興法」(昭和45年法律第145号)	○特定下請連携事業資金 ○普通・無担保・特別小口について限度額別枠 ○新事業開拓：4億円(組合6億円) ただし、一般分、他の特例分を含む	80%	普通・無担保：0.41% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.35%) 特別小口：0.19% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.15%) 新事業開拓：0.97% (担保(保証人の保証を除く)を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.6%)
流通業務総合効率化関連	認定を受けた総合効率化計画に記載された特定流通業務施設を中核として、流通業務の総合化を図るとともに、流通業務の効率化を図る事業(当該事業の用に供する特定流通業務施設の整備を行う事業を含む)であって、物資の流通に伴う環境への負荷の低減に資する事業を行う中小企業者	「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(平成17年法律第85号)	○流通業務総合効率化事業資金 ○普通・無担保・特別小口について限度額別枠	80%	普通・無担保：0.41% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.35%) 特別小口：0.19% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.15%)

条件 特例	対象企業者	根拠法	対象資金及び 付保限度	てん 補率	適用種別及び保険 料率(年率)
特定研究開発等関連	認定を受けた特定研究開発等計画に従って、特定ものづくり基盤技術の高度化を図る中小企業者	「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」(平成18年法律第33号)	○特定研究開発等資金 ○普通・無担保・特別小口について限度額別枠 ○新事業開拓：3億円(組合6億円) ただし、一般分、他の特例分を含む	80%	普通・無担保：0.41% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.35%) 特別小口：0.19% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.15%) 新事業開拓：0.97% (担保(保証人の保証を除く)を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.6%)
地域産業集積関連	承認を受けた企業立地計画に従って、同意集積区域において企業立地を行う中小企業者又は承認を受けた事業高度化計画に従って、同意集積区域において事業高度化を行う中小企業者	「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」(平成19年法律第40号)	○企業立地資金又は事業高度化資金 ○普通・無担保・特別小口について限度額別枠	80%	普通・無担保：0.41% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.35%) 特別小口：0.19% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.15%)
地域産業資源活用事業関連	認定を受けた地域産業資源活用事業計画に従って地域産業資源活用事業を行う中小企業者	「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」(平成19年法律第39号)	○地域産業資源活用事業資金 ○普通・無担保・特別小口・流動資産担保について限度額別枠 ○海外投資関係・新事業開拓：4億円(組合6億円) ただし、一般分、他の特例分を含む	80%	普通・無担保：0.41% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.35%) 無担保：0.29% 特別小口：0.19% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.15%) 流動資産担保：0.29% 海外投資関係：0.97% 新事業開拓：0.97% (担保(保証人の保証を除く)を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.6%)
農工商等連携事業関連	認定を受けた農工商等連携事業計画に従って農工商等連携事業を行う中小企業者	「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」(平成20年法律第38号)	○農工商等連携事業資金 ○普通・無担保・特別小口・流動資産担保について限度額別枠 ○海外投資関係・新事業開拓：4億円(組合6億円) ただし、一般分、他の特例分を含む	80%	普通・無担保：0.41% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.35%) (手形割引特殊・当座貸越特殊0.35%) 特別小口：0.19% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.15%) 流動資産担保：0.29% 海外投資関係：0.97% 新事業開拓：0.97% (担保(保証人の保証を除く)を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.6%)

条件 特例	対象企業者	根拠法	対象資金及び 付保限度	てん 補率	適用種別及び保険 料率(年率)
農 商 工 等 連 携 支 援 関 連	一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人であって、認定を受けた農工商等連携支援事業計画に従って農工商等連携支援事業を行うもの	「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」(平成20年法律第38号)	○農工商等連携支援事業資金 ○普通：2億円 無担保：8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保：0.97% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.82%)
経 営 承 継 関 連	経営の承継に伴い事業活動の継続に支障が生じていることについて、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(平成20年法律第33号)	○経営承継資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	普通 70% 無担保 80% 特別小口 80%	普通・無担保： 0.25から1.69% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.21から1.44%) 特別小口：0.4% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.34%)
商 店 街 活 性 化 事 業 関 連	認定を受けた商店街活性化事業計画に従って商店街活性化事業を行う商店街振興組合等又はその組合員若しくは所属員である中小企業者	「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」(平成21年法律第80号)	○商店街活性化事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保：0.41% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.35%) 特別小口：0.19% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.15%)
商 店 街 活 性 化 支 援 関 連	一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人であって、認定を受けた商店街活性化支援事業計画に従って商店街活性化支援事業を行うもの	「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」(平成21年法律第80号)	○商店街活性化支援事業資金 ○普通：2億円 無担保：8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保：0.97% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.82%)
東 日 本 大 震 災 復 興 緊 急	政令で定める特定被災区域内に事業者を有する中小企業であって、東日本大震災により著しい被害を受けたもので政令で定めるもの	「東日本大震災」に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)	○再建その他の経営の安定資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ただし、災害関係特例分(東日本大震災に係るものに限る)、経営安定関連特例分及び本特例分と合算で、 普通：4億円(組合8億円)、無担保：1億6,000万円、特別小口：2,500万円	90%	普通・無担保：0.41% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.35%) 特別小口：0.19% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.15%)
情 報 提 供 支 援 関 連	認定情報提供機関として認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人であって、情報提供業務を実施するもの	「中小企業支援法」(昭和38年法律第147号)	○情報提供業務資金 ○普通：2億円 無担保：8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保：0.97% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.82%)
事 業 再 生 円 滑 化 関 連	特定認証紛争解決手続、認定支援機関による支援又は独立行政法人中小企業基盤機構による支援により事業再生を図る中小企業者	「産業活力強化法」(平成25年法律第98号)	○事業再生資金 ○普通・無担保・特別小口について限度額別枠	80%	普通・無担保：1.69% (手形割引等特殊・当座貸越特殊1.44%) 特別小口：0.4% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.34%)

条件 特例	対象企業者	根拠法	対象資金及び 付保限度	てん 補率	適用種別及び保険 料率(年率)
事業再生計画実施関連	独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関による指導若しくは助言を受けて作成した事業再生の計画(当該計画に係る債権者全員合意が成立したものに限り)その他経済産業省令で定める事業再生の計画に従って、事業再生を図る中小企業者	「産業活力強化法」(平成25年法律第98号)	○事業再生資金 ○普通・無担保・特別小口について限度額別枠	80%	普通・無担保：0.41% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.35%) 特別小口：0.19% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.15%)
創業関連	事業を営んでいない個人であって、一月以内に新に事業を開始する具体的な計画又は二月以内に新たに会社を設立する具体的な計画を有するもの及び会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立する具体的な計画を有するもの並びに事業を開始した日又は設立の日以後5年未満の中小企業者(注6参照)	「産業競争力強化法」(平成25年法律第98号)	○創業等事業資金 ○無担保：1,000万円 ただし、一般分、創業等関連分及び本特例分に係る無担保の合計額が8,000万円以下 (注7参照)	80% (注8参照)	無担保：0.29% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.25%)
連携創業支援関連	市町村が作成した主務大臣の認定を受けた創業支援事業計画に従って当該市町村と連携して創業支援事業を実施する一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人	「産業競争力強化法」(平成25年法律第98号)	○創業支援事業資金 ○普通：2億円 無担保：8,000万円	普通 70% 無担保 80%	無担保：0.97% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.82%)
特定信用状関連	外国法人与自然と経営を実質的に支配していると認められる関係を有する中小企業者	「産業競争力強化法」(平成25年法律第98号)	○特定信用状発行契約に基づく債務(外国関係法人の借入金であって、当該中小企業者の事業の振興に必要な資金に係るものに限る) ○普通保険について限度額別枠	80%	普通： 0.25%から1.69% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.21%から1.44%)
中小企業承継 事業再生関連	認定を受けた中小企業承継事業再生計画に従って中小企業承継事業再生を行う中小企業者(承継事業者(認定中小企業承継事業再生計画に従って設立される法人を除く)に限る)	「産業競争力強化法」(平成25年法律第98号)	○中小企業承継事業再生資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	普通 70% 無担保 80% 特別小口 80%	普通・無担保： 0.25%から1.69% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.21%から1.44%) 特別小口：0.4% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.34%)
特定再生支援 中小企業関連	認定支援機関として経済産業大臣の認定を受けた者であって、特定中小企業再生支援事業を実施するもの	「産業競争力強化法」(平成25年法律第98号)	○特定中小企業再生支援事業資金 ○普通：2億円 無担保：8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保：0.97% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.82%)

(注) 1 特別小口保険の省令要件

- ・ 1年以上引き続き同一都道府県の区域内において同一業種に属する事業を行っていること。
 - ・ 過去1年間において納期が到来した源泉徴収による所得税以外の所得税（法人の場合は法人税）、事業税又は住民税の所得割（法人の場合は法人税割）のいずれかの税額を完納していること。
- なお、障害者、高齢者、寡婦については、納税要件が緩和されている。

2 特定社債保険の省令要件

以下の(1)、(2)又は(3)のいずれかに該当すること。

- (1) 純資産額が5千万円以上3億円未満であって、以下のイ又はロのいずれかに該当すること及びハ又はニのいずれかに該当すること。
 - イ 自己資本比率が100分の20以上であること。
 - ロ 純資産倍率が100分の200以上であること。
 - ハ 使用総資本事業利益率が100分の10以上であること。
 - ニ インタレスト・カバレッジ・レシオが100分の200以上であること。
 - (2) 純資産額が3億円以上5億円未満であって、以下のイ又はロのいずれかに該当すること及びハ又はニのいずれかに該当すること。
 - イ 自己資本比率が100分の20以上であること。
 - ロ 純資産倍率が100分の150以上であること。
 - ハ 使用総資本事業利益率が100分の10以上であること。
 - ニ インタレスト・カバレッジ・レシオが100分の150以上であること。
 - (3) 純資産額が5億円以上であって、以下のイ又はロのいずれかに該当すること及びハ又はニのいずれかに該当すること。
 - イ 自己資本比率が100分の15以上であること。
 - ロ 純資産倍率が100分の150以上であること。
 - ハ 使用総資本事業利益率が100分の5以上であること。
 - ニ インタレスト・カバレッジ・レシオが100分の100以上であること。
- 3 経営安定関連（法第2条第5項第6号に該当する特定中小企業者に係るものに限る）に係る普通保険の別枠限度額は、3億円である。
 - 4 経営安定関連保証（「中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律」（平成12年法律第136号）による改正前の法第2条第3項第6号（以下「旧第6号」という）に該当する特定中小企業者に係るものに限る）を受けた中小企業者に係る一般分及び経営安定関連分に係る無担保保険の付保限度額は、合算で1億円である（ただし、経営安定関連（法第2条第5項各号（旧第6号を除く））に係る無担保保険を併用している中小企業者を除く）
 - 5 経営安定関連（法第2条第5項第6号に該当する特定中小企業者に係るものに限る）に係るてん補率は、90%である。
 - 6 創業関連（産業活力再生特別措置法第115条第1項に規定する支援創業関連保証に係るものに限る）に係る対象企業者のうち、同法第2条第22項第1号又は第2号に掲げる創業を行おうとする個人の当該創業を行う計画期間は6月以内である。
 - 7 創業関連（産業競争力強化法第115号第1項に規定する支援創業関連保証に係るものに限る）に係る付保限度額は、1,500万円である。
 - 8 創業関連（産業競争力強化法第115号第3項に該当する創業者に係るものに限る）にてん補率は、90%である。

3 小規模企業共済法・小規模事業者支援法

1 小規模企業共済法（昭和40年6月法律第102号）

小規模企業者は経営基盤が脆弱であり、経営環境の変化の影響を受けやすいため、中小企業の中でも特に高い事業リスクを抱えている。将来において小規模企業者が退職、廃業等に遭遇した場合に、その後の生活の安定や事業の再建などのための資金をあらかじめ準備しておくことが必要である。そのため共済制度としての小規模企業共済制度の運営等について定めている法律である。

小規模企業共済制度の内容

加入資格	常時使用する従業員が20人（商業・サービス業は5人）以下の ・個人事業主 ・会社、企業組合、協業組合及び農業の経営を行う農事組合法人の役員 ・個人事業の共同経営者			
掛金	月額1,000円～7万円（500円刻み）			
共済事由等	A共済事由	・個人事業の廃止（死亡等を含む） ・会社等の解散により役員を辞めたとき ・個人事業主の廃業に伴う共同経営者の退任 ・共同経営者の死亡等による事業の廃止		
	B共済事由	・会社等役員の疾病、負傷による退職（死亡を含む） ・老齢給付（65歳以上で掛金納付期間15年以上の者）		
	準共済事由	・会社へ組織変更して、役員にならない ・配偶者又は子に事業の全部を譲渡 ・会社等役員の任意退職		
	解約事由	・12月以上の掛金滞納 ・会社へ組織変更して、小規模企業の役員になる ・任意解約		
共済金等の額の例（掛金月額1,000円の場合）				（単位：千円）
掛金納付年数	10年	15年	20年	30年
掛金合計	120	180	240	360
A共済金	129	201	279	435
B共済金	126	194	266	421
準共済金	120	180	242	383
解約手当金	102	167	240	378
<ul style="list-style-type: none"> ・準共済金は、掛金合計額に満たない時は掛金合計額となる。 ・解約手当金は掛金納付期間に応じ掛金の80%から120%の範囲となる。掛金納付月数が240月（20年）未満での受取額は、掛金合計額を下回る。 				
共済金の分割支給	<ul style="list-style-type: none"> ・条件：A共済事由又はB共済事由であること（共済契約者の死亡の場合を除く）。共済金の一部を分割して受け取ることもできる。共済事由発生日の年齢が満60歳以上 支給対象共済金の額が300万円以上（一部の分割を希望する場合は330万円） ・支給期間：10年又は15年 ・支給時期：毎年2月、5月、8月、11月の4回 			
税法上の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・掛金：全額所得控除扱い ・共済金：退職所得扱い（解約手当金については、みなし解約＜準共済＞及び65歳以上の任意解約以外は、一時所得扱い）分割共済金は、公的年金等の雑所得扱いである。 			

契約者貸付制度	<p>[一般貸付] 簡易迅速に、事業資金又は事業に関連する資金を貸し付けるものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額：掛金総額に7～9割を乗じて得た額（10万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額 ・貸付利率：年利1.5% ・貸付期間：6月、12月、24月（105万円以上）、36月（305万円以上）又は60月（505万円以上） ・償還方法：期限一括償還（24月、36月又は60月の場合は、半年割賦の元金等割賦償還） ・担保、保証人：不要 <p>[傷病災害時貸付] 一定期間の入院又は災害等により経営の安定に支障を生じた際に必要な資金を貸し付けるものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額：掛金総額に7～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額 ・貸付利率：年利0.9% ・貸付期間：36月（500万円以下）又は60月（505万円以上） ・償還方法：半年割賦の元金均等割賦償還 ・担保、保証人：不要 <p>[創業転業時・新規事業展開等貸付] 新規開業・転業を行う際に必要な資金、本人の事業の多角化、後継者の新規開業又は事業多角化資金を貸し付けるものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額：掛金総額に7～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額 ・貸付利率：年利0.9% ・貸付期間：36月（500万円以下）又は60月（505万円以上） ・償還方法：半年割賦の元金均等割賦償還 ・担保、保証人：不要 <p>[福祉対応貸付] 自宅や事業所のバリアフリー化、福祉機器購入のための資金を貸し付けるものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額：掛金総額に7～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額 ・貸付利率：年利0.9% ・貸付期間：36月（500万円以下）又は60月（505万円以上） ・償還方法：半年割賦の元金均等割賦償還 ・担保、保証人：不要 <p>[緊急経営安定貸付] 経済的環境の変化等に起因した一時的な業況悪化により経営の安定に支障を生じた際に必要な資金を貸し付けるものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額：掛金総額に7～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額 ・貸付利率：年利0.9% ・貸付期間：36月（500万円以下）又は60月（505万円以上） ・償還方法：半年割賦の元金均等割賦償還 ・担保、保証人：不要 <p>[事業継承貸付] 事業継承（事業用資産又は株式等の取得）に要する際に必要な資金を貸し付けるものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額：掛金総額に7～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額 ・貸付利率：年利0.9% ・貸付期間：36月（505万円以下）又は60月（505万円以上） ・償還方法：半年割賦の元金均等割賦償還 ・担保、保証人：不要
---------	--

〔廃業準備貸付〕

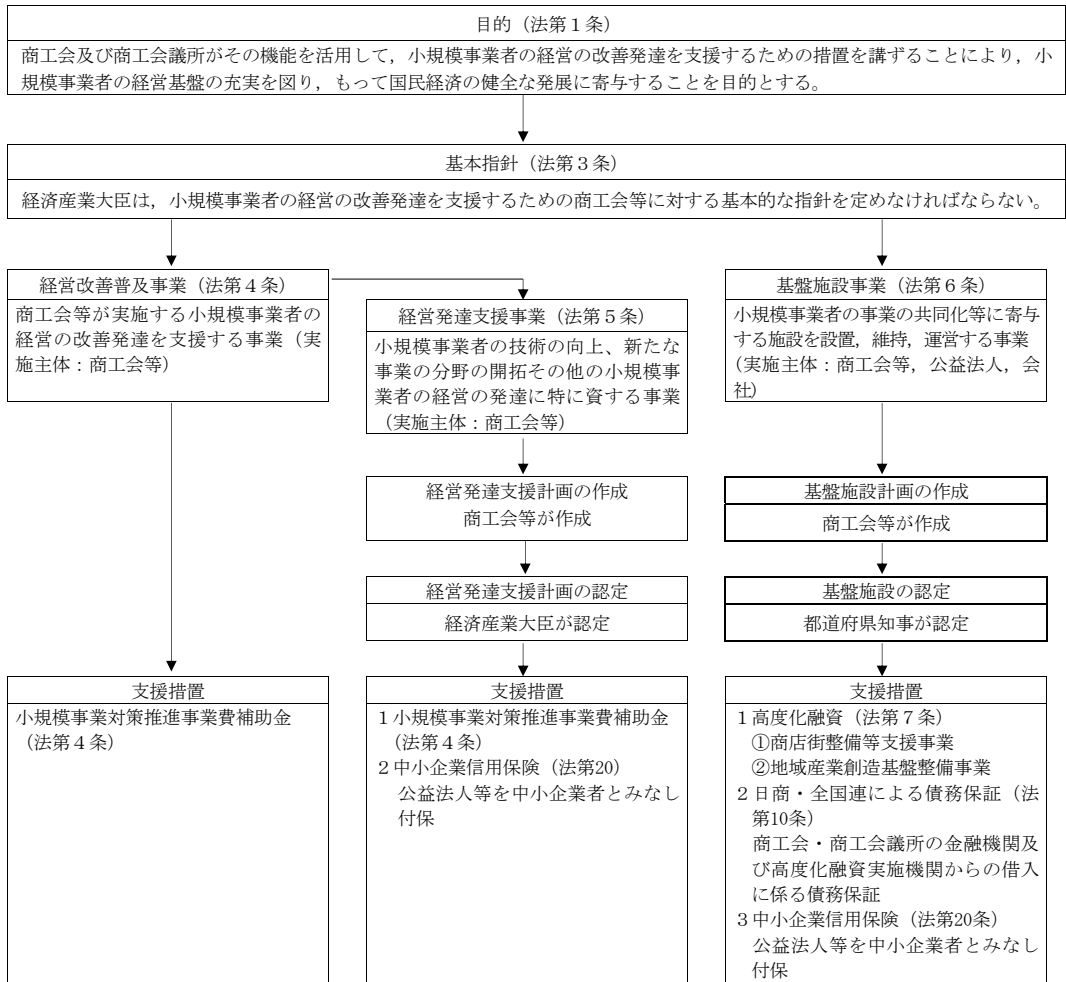
事業の廃止（個人事業の廃止，会社の解散）を円滑に行うために、事前に必要な資金を貸し付けるものである。

- ・貸付限度額：掛金総額に7～9割を乗じて得た額（10万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額
- ・貸付利率：年利0.9%
- ・貸付期間：12月
- ・償還方法：期限一括償還
- ・担保，保証人：不要

※ 複数の貸付を利用される場合の上限は1,500万円となる。

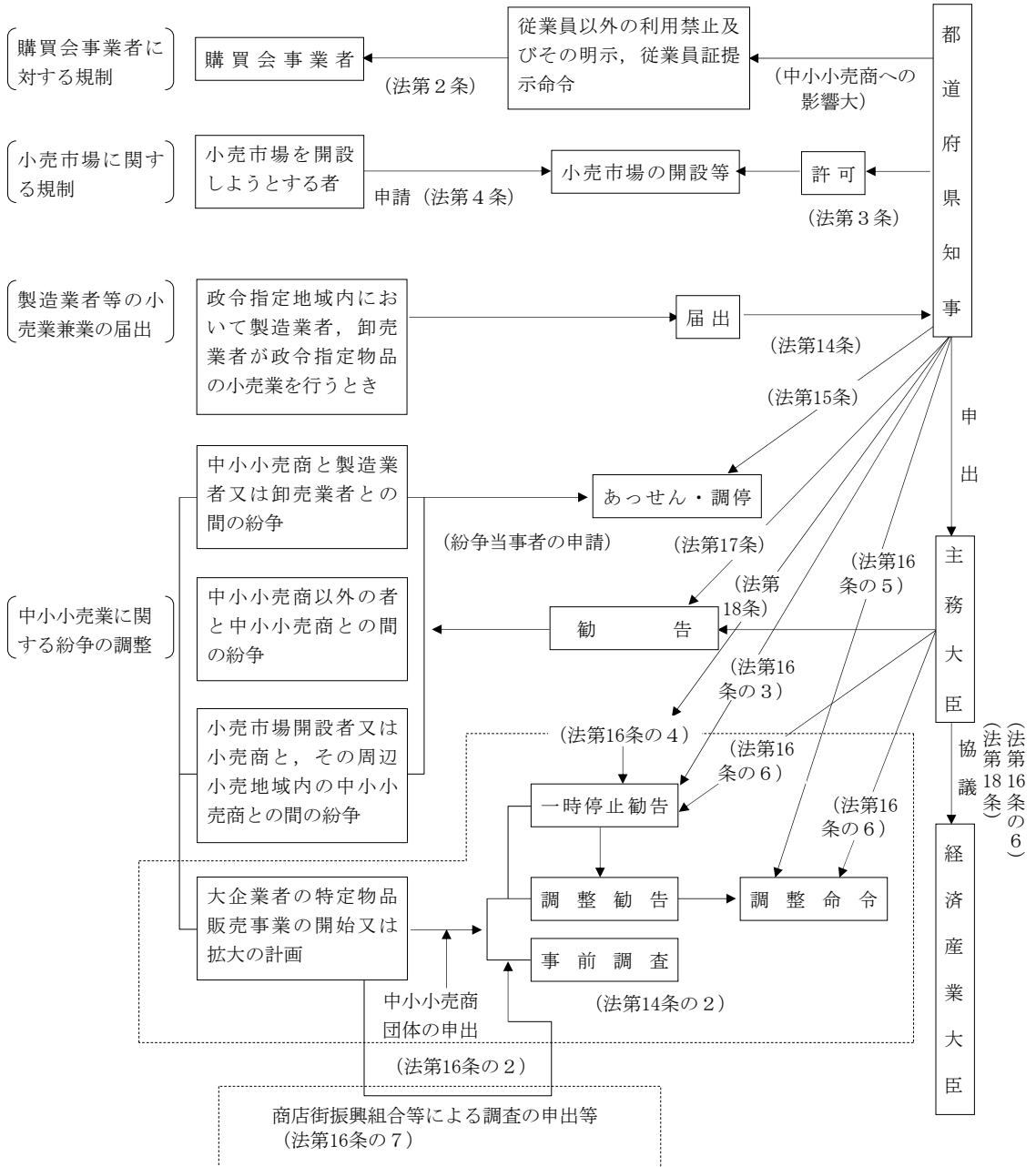
2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（小規模事業者支援法）
（平成5年5月法律第51号）

小規模事業者支援法の体系図



4 小売商業調整特別措置法

小売商業調整特別措置法の体系図



小売商とその他の事業者との事業活動の調整 (小売商業調整特別措置法<昭和34年法律第155号>)

小売商業調整特別措置法は、小売商の事業活動の機会を適正に確保するとともに、小売商業の正常な秩序を阻害する要因を除去して国民経済の健全な発展を図るため、購買会事業に対する規制、小売市場の許可、中小小売商とそれ以外の者との紛争についてのあっせん又は調停・勧告、中小小売商団体と大企業者との間の紛争についての調査・調整勧告・調整命令等について定めている。

1 購買会事業者に対する規制（法第2条）

この規制は、事業者がその従業員（従業員と同一世帯に属する者を含む）に生活必需品等を販売する購買会事業を営むに当たり、従業員以外の者に同様の購買を行わせることによって、中小小売商の事業活動に対して影響を与え、その利益を著しく阻害するとき、これを禁止することにより、中小小売商業の事業活動の機会の適正な確保を図ろうというものである。

2 小売市場の許可（法第3条）

小売市場相互間又は小売市場と周辺の小売商との間における過度な競争を防止するとともに、小売市場内のテナントの保護を図るため、政令指定地域では小売市場を許可制としている。

なお、小売市場とは、(a)一つの建物であって、(b)10以上の小売商が入居し、(c)そのうち政令指定物品（現在、野菜と生鮮魚介類）を販売するものが含まれ、かつ、(d)建物内の店舗面積の大部分が、50㎡未満に区分されているものと定義されている。

3 あっせん又は調停（法第15条）・勧告（法第17、18条）

(1) 都道府県知事は、紛争当事者双方又は一方からの申請に基づいて物品の流通秩序の適正を期するため必要があると認めるときは、あっせん又は調停を行う（なお、調停は公益を代表する者及び当該紛争事業の学識経験者である調停員が行う）。

(7) 一般消費者に対する販売事業に関し、同種の物品を販売する小売兼業の製造業者、卸売業者と中小小売商との紛争

(4) 一般消費者に対する販売事業に関し、中小小売商以外の者と中小小売商との紛争

(7) 小売市場における小売商等とその周辺地域内の中小小売商との紛争

(2) 知事は、これらの紛争について物品の流通秩序の適正を期するため特に必要があると認められるときは、当事者に対して勧告することができる。

(3) 主務大臣は、これらの紛争について、都道府県知事からの申出があった場合において、物品の流通秩序の適正を期するため特に必要があると認めるときは、当事者に対して勧告することができる。

(4) 主務大臣は、(3)の勧告をしようとするときは、経済産業大臣に協議することとなっている。

4 調査（法第14条の2）・調整（法第16条の2）の申出

大企業者が特定物品販売事業（一般消費者に対する特定の物品の販売事業）について新たに事業を開始し、又は拡大しようとする場合において、一定の中小小売商団体の申出により、大企業者の事業について必要な調査、調整を行うことができる。

(1) 調査の申出

大企業者の進出計画により、構成員たる相当数の中小小売商の経営の安定に悪影響を及ぼすおそれがあるときには、一定の中小小売商団体は、知事に対し、その計画の内容を調査するよう申し出ることができる。知事は、申出に相当の理由があると認めるときには調査を行い、結果を申出団体に通知する。

(2) 調整の申出

一定の中小小売商団体は大企業者の進出により構成員たる相当数の中小小売商の経営の安定に著しい悪影響を与えるおそれがあると認めるときは、知事に勧告するよう申し出ることができる。

(3) 申出団体の資格

(1)及び(2)の申出をすることができる中小小売商団体とは、(ア)中小小売商で組織されている業種別組合、(イ)商店街振興組合及び同連合会、事業協同組合又は協同組合連合会であって、政令で定める一定の要件（加入率、地区等）を満たすものである。

5 勧告・命令

(1) 調整勧告

知事は、4(2)の申出があったときで、当該事態の発生を回避することが困難で、かつ、当該事態の発生を回避することにより中小小売商の事業活動の機会を適正に確保する必要があると認められるときは、事業の開始若しくは拡大の時期の繰下げ又は事業規模の縮小を勧告することができる。また、勧告違反は公表することができる。

(2) 一時停止勧告

知事は、事態が急を要するときは6ヵ月（さらに6ヵ月まで延長できる）以内の期間を定め計画実施の一時停止を勧告することができる。

(3) 調整命令

知事は、(1)の勧告に従わなかった旨の公表後も大企業者が措置を執らない場合で、団体の構成員たる中小小売商の相当部分の事業の継続が著しく困難となるおそれがあるときは、勧告に従うよう命令することができる。違反は30万円以下の罰金である。

(4) 主務大臣の調整措置

主務大臣は、知事から申出があった場合で、必要と認められるときは、(1)～(3)の措置を自ら採ることもできる。

6 消費生活協同組合・農業協同組合等と中小小売商との事業活動の調整

消費生活協同組合、農業協同組合（以下「生協・農協」という）は、その組合員の生活に必要な物資の供給を第一義目的としており、本来営利を目的としたものではないので、小売商業調整特別措置法による調整対象には原則としてなっていないが、生協・農協の行う生活物資供給事業については、厚生労働省、農林水産省において各協同組合法の趣旨に則り、従来の通達の徹底を図るとともに、店舗の設置及び運営の適正化の指導、法の許容する範囲を超えた員外利用の防止等の措置が講じられている。

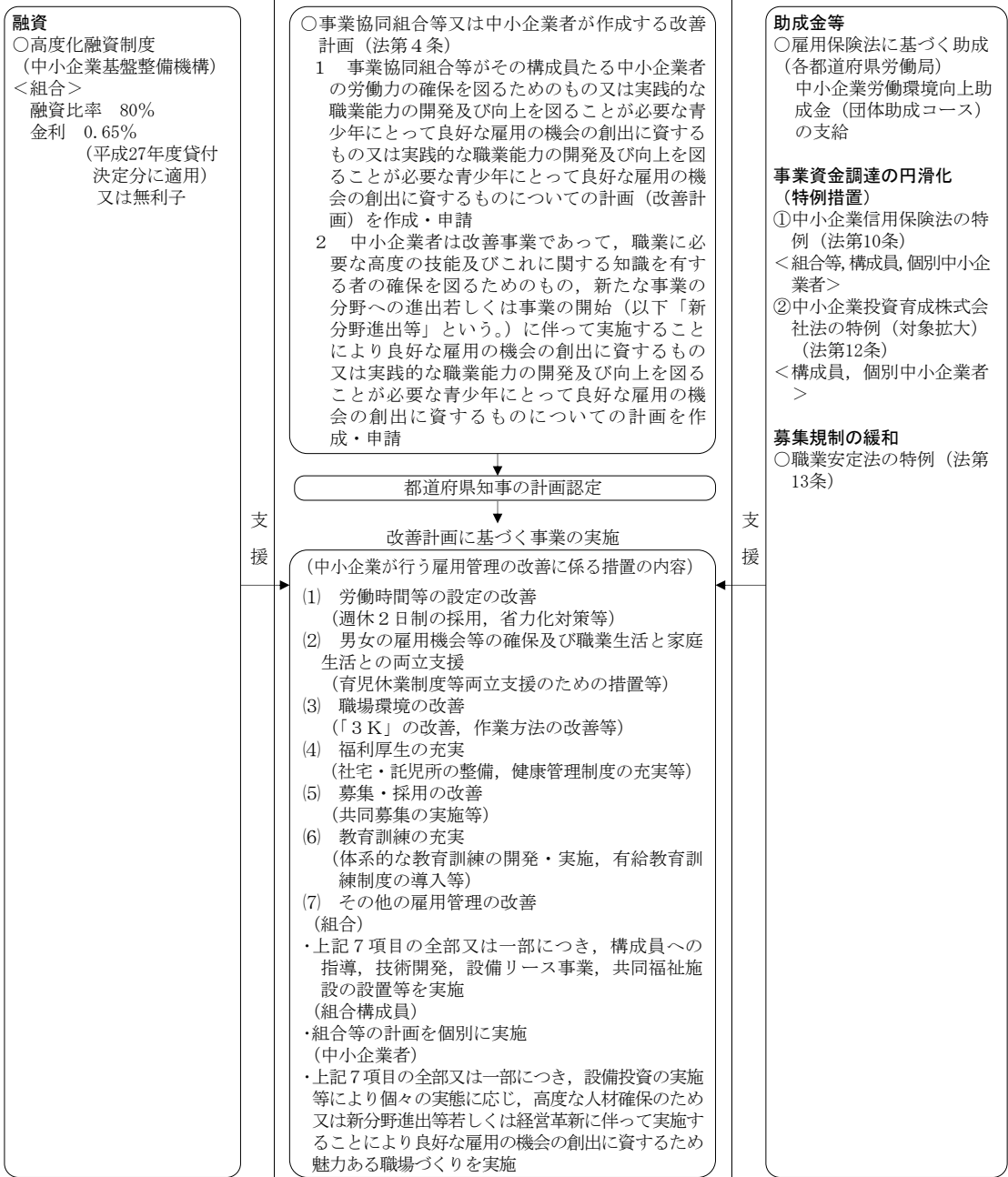
5 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律

中小企業労働力確保法の体系図

〔予算等の支援措置〕

〔改善計画等〕

〔法律上の支援措置〕



(注) () は支援措置の実施機関, < > は支援措置の対象者を表す。

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（中小企業労働力確保法）（平成3年5月法律第57号）の概要

中小企業労働力確保法とは、労働力の確保のために中小企業が行う労働時間の短縮、職場環境の改善や福利厚生制度の充実など雇用管理の改善の取組を促進するための法律で、平成3年に制定された（経済産業省と厚生労働省の共管）。この法律に基づき、労働時間の短縮や職場環境の改善等の取組を促進するための助成金、低利融資などの様々な支援措置が設けられている。

その後、平成7年11月に本法律は一部改正され、経営管理者等の高度な人材の確保・育成を行う中小企業者の活動を支援するための措置が、平成10年12月の本法律の一部改正では、新分野進出等（創業又は異業種進出）を目指す個別中小企業者に対する人材の確保・育成、魅力ある職場づくりの活動を支援するための措置がさらに拡充された。

また、平成18年6月の本法律の一部改正において、青少年の良好な雇用機会の創出に資する改善計画を新たな類型として加え、併せて、改善計画の認定を受けた中小企業者が、所属する生活衛生同業組合等に労働者の募集を委託する場合、募集受託者である組合等が厚生労働大臣に届出をすれば、募集委託者である中小企業者が自ら届出等を行うことは不要とする職業安定法の特例が追加された。

1 改善計画

①労働時間等の設定の改善、②男女の雇用機会均等の確保及び職業生活と家庭生活との両立支援、③職場環境の改善、④福利厚生の充実、⑤募集・採用の改善、⑥教育訓練の充実、⑦その他の雇用管理の改善を、今後どのように実施していくかについての計画（改善計画）を作成する必要がある。

2 改善計画の作成主体

中小企業者と生衛同業組合・事業協同組合等（一定要件がある場合がある）

3 改善計画の認定

組合等にあつては、構成中小企業者の労働力の確保を図るため又は実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資する改善計画を、個別の中小企業者にあつては、経営管理者等の高度な人材の確保を図るための改善計画又は新分野進出等（創業又は異業種進出）に伴って実施することにより良好な雇用の機会の創出に資するため若しくは実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資する改善計画を作成し、これをその主たる事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出し、当該改善計画について適当である旨の認定を受けると補助金等の支援施策が受けられる。

4 認定の手続

- (1) 基本方針を経済産業大臣と厚生労働大臣が制定（平成3年8月15日告示、改正・平成7年11月1日告示、平成10年12月25日告示、改正・平成16年3月3日告示、改正・平成16年7月1日、改正・平成18年9月20日）
- (2) 基本指針に基づき、生衛同業組合・事業協同組合等及び個別中小企業者が改善計画を作成
- (3) 都道府県担当窓口に変更計画認定申請書を提出
- (4) 都道府県知事が認定
- (5) 各種の支援措置の下で改善事業を実施

6 中小企業倒産防止共済法 (経営セーフティ共済)

中小企業倒産防止共済法（昭和52年12月法律第84号）

1 法律の仕組み

取引先企業の倒産によって売掛金債権等の回収が困難となり、自らも連鎖倒産等に陥る事態を防止しようとする中小企業者が、掛金を積み立て、その積み立てた掛金の額に応じて無担保、無保証人で共済金の貸付けを受けることができる中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）の運営等について定めている法律である。

2 中小企業倒産防止共済制度の概要

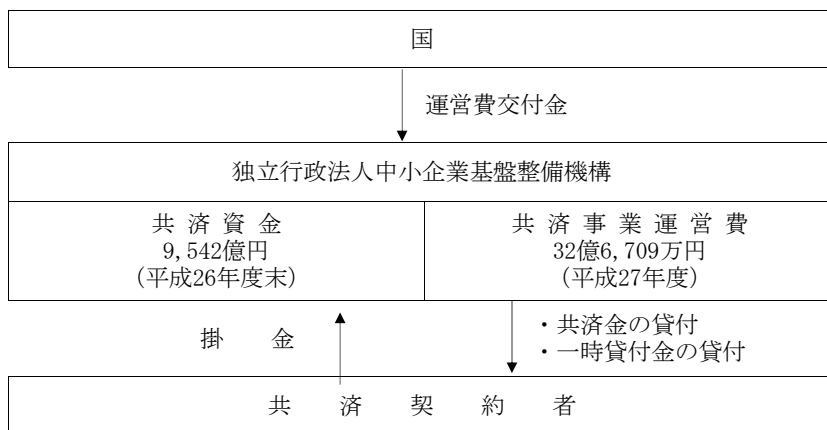
中小企業倒産防止共済制度は、取引先企業の倒産の影響を受けて、連鎖倒産や著しい経営難に陥るなどの事態を防止するための共済制度である。

6月以上掛金を納付している共済契約者は、万一、取引先企業の倒産により、売掛金や受取手形などの回収が困難となった場合に、回収が困難となった売掛金債権等の額と納付した掛金の10倍に相当する額とのいずれか少ない額の範囲内（最高8,000万円まで）で無担保、無保証人、無利子で共済金の貸付けが受けられる。ただし、貸付けを受けた場合はその貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金から控除される。

なお、中小企業倒産防止共済法の改正法が第174回通常国会に提出され、平成22年4月14日に成立・同月公布された。改正内容については、同年7月1日に貸付事由にして私的整理の一部を追加する改正事項が施行され、平成23年10月1日に共済金の貸付限度額の引上げなど改正法のすべての内容が施行された。

本制度は、昭和53年4月に発足し、独立行政法人中小企業基盤整備機構が国から交付金を受け、事業運営を行っている。現在の加入者は約35万社（平成27年3月末現在）で、これまでの累計で約27万社に1兆9,000億円の貸付けを行い、中小企業者の連鎖倒産防止の資金繰り支援として有効に機能している。

中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）の体系図



中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）の内容

加入資格	<p>1年以上継続して事業を行っている次に掲げる中小企業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業，建設業，運輸業等：従業員300人以下又は資本金3億円以下の会社又は個人 ・卸売業：従業員100人以下又は資本金1億円以下の会社又は個人 ・サービス業：従業員100人以下又は資本金5,000万円以下の会社又は個人 ・小売業：従業員50人以下又は資本金5,000万円以下の会社又は個人 ・企業組合及び協業組合 <p>その他，ゴム製品製造業，ソフトウェア業，情報処理サービス業，旅館業は別途規定がある。</p>
掛金	<p>月額5,000円～20万円（5,000円単位） （掛金の増額，前納可，40月掛金を納付した場合掛止め可，掛金積立限度額800万円）</p>
共済金の貸付け	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付事由：掛金納付月数が6月以上ある加入者について，取引先が倒産し，売掛金債権等の回収困難が生じたときに共済金の貸付けを行う。 （注）「倒産」とは，次のいずれかの事態が生じることをいう。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 破産，再生手続開始，更生手続開始，特別清算開始の申立て (2) 金融機関の取引停止処分を受けること (3) 私的整理の一部（弁護士又は認定司法書士が債権者の代理人となり，債権者に支払停止通知を发出していること） (4) 甚大な災害の発生により（東日本大震災の被災等）受け取った手形の不渡り処分が猶予（災害不渡り）されていること (5) 特定非常災害（東日本大震災の被災等）により取引先事業者の代表者等が死亡又は行方不明等となっている場合，弁護士等によって支払を停止する旨の通知がされていること ・貸付条件：無担保，無保証，無利子 ・償還方法：貸付額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）の毎月均等償還（償還を怠ると年14.6%の違約金を徴収する） 貸付額5,000万円未満：償還期間5年 貸付額5,000万円以上6,500万円未満：償還期間6年 貸付額6,500万円以上8,000万円以下：償還期間7年 ・貸付限度額：回収が困難となった売掛金債権等の額と掛金総額の10倍に相当する額のいずれか少ない額（上限額8,000万円） ・その他：共済金の貸付けを受けた場合は，貸付金額の10分の1に相当する額が掛金総額から控除される。
掛金の税法上の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・個人：必要経費扱い ・法人：損金扱い
解約	<p>本共済契約の解約には以下の3つがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 任意解約 いつでも共済契約を解約できる。 (2) 機構解約 12月以上の掛金の滞納又は不正行為の場合，解約となる。 (3) みなし解約 死亡，会社の解散又は事業の全部を譲渡した場合は解約となる（契約が承継された場合は解約にはならない）。 解約時には，掛金を12月以上滞納している場合に限り，解約手当金を支払う。 この手当金は掛金の75～100%の範囲内である。掛金納付期間が40月以上の場合の任意解約又はみなし解約の場合のみ100%となる。不正行為の場合は解約手当金は支払わない。
一時貸付制度	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付事由：事業資金（設備資金，運転資金）が必要なとき ・貸付限度額：解約手当金の95%の範囲内 ・貸付利率：年0.9% ・貸付期間：12月 ・担保，保証人：不要 ・償還方法：期限一括償還（償還を怠ると年14.6%の違約金を徴収する）